

第10回農協系統の事業・組織に関する検討会議事要旨

1. 時 間： 平成12年7月11日（火） 10:00～12:00

2. 場 所： 農林水産省3階第1特別会議室

3. 出席者： 委 員

岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥村 一則	富山県・農事組合法人サカタニ農産代表理事
岸 康彦	愛媛大学農学部教授
後藤 康夫	農林水産長期金融協会会長
佐藤 晴登	J A山形おきたま代表理事組合長
佐藤三千男	読売新聞論説委員
生源寺真一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
森本 一仁	熊本県・農業者
山田 俊男	全国農業協同組合中央会専務理事
和田 正江	主婦連合会会長

専門委員

篠塚 勝夫	全国農業協同組合中央会常務理事
永井 和夫	全国信連協会専務理事
西村 博之	全国共済農業協同組合連合会専務理事
橋本 勝好	農林中央金庫専務理事
嶋岡 洋平	全国共済農業協同組合連合会常務理事

農林水産省

経済局長、審議官、金融課長、農業協同組合課長、組織対策室長

4. 議 題： 農協系統の検討状況のヒアリング

5. 議事内容

全中、全共連より別紙説明資料について説明を行った後、自由討議に入った。

委員等からの主な意見・質問

- ・ 経営管理委員会制度は必要だと思う。
現在、10月のJA大会に向けて、大会議案を各地区で議論しているが、そのメンバーのほとんどは農協の組合長。これでは、組合長の権限を弱めるような議論はできないのではないかと。もっとメンバーに若い人も加えて議論すべきではないか。
- ・ 女性のJA運営等への参画の促進（全中資料P2）について、数値目標を設定することに意味があるのか。もっと、積極的に女性の参画促進を図れないのか。それとも、数値目標を設定しないと参画が図られないのか。
- ・ 担い手についての数値目標がない。また、担い手とはどのような人を想定しているのかも不明確であり、もっと、全中は担い手の考え方を整理すべき。
- ・ 農業法人をもっと農協の中に明確に位置付けてほしい。地域農業の振興を考えた場合、地域農業を守るという意味では、多様な担い手が存在するのかもしれないが、地域農業を発展させていくこと考えれば、一番ふさわしいのは農業

法人であり、そういう意味で、農協内に明確に位置付ける必要がある。

- ・ 現行の農協法では、農業経営のみを行う法人だけが正組合員となれる。制度が時代から遅れてしまっているため、制度を実態と合わせるべき。
- ・ 農協の中に、法人を位置付けるべき。法人の代表が農協の役員になれるようにすることも必要。法人が農協経営に関与することで、法人の持っている経営感覚が農協経営に反映されるようになるのではないか。
- ・ 農協の経営は、ある程度緊張感を持って仕事を進めることが大事。そのためには、経営管理委員会と理事会の併用方式により内部で互いに牽制し合うことや、ゾーニング規制をもっと緩和して農協間で競争していくことが必要。
- ・ 組合員資格の見直しは必要。農協の地区外にも取引先が増えているのだから、その取引先等を准組合員に入れることを考える必要。また、ゾーニング規制の見直しも考えるべき。

また、准組合員の位置付け、役員への登用、意見反映の方法も検討すべき。

- ・ 経営管理委員会制度の導入を進めることが必要。平成8年の農協法改正の制度の導入から進んでいない。どうして導入が進まないのかを分析して、法制度の改正等導入を進める手段を検討すべき。
- ・ 信用事業を行う組合の常勤役員の兼職兼業が平成8年から禁止されたが、例外規定を用いて、未だに、多数の組合において兼職兼業が存在している。例外を認めるべきでない。
- ・ 自分の農協では、経済連等から役員を派遣してもらい、その役員に人事権を含め権限をきちんと与えて業務執行を行ってもらっている。組合員からの信頼も高く、現在の業務執行体制でよいと思っている。

しかし、自分が役員を務める信連の理事会については、十分機能しているとは言えなかったため、経営管理委員会を導入することにした。

- ・ 県レベルの農家の意見を代表することの必要性や県行政との関わりから、県中央会は必要。
- ・ 全中資料P1にあるような経営管理委員会制度の見直しは必要。経営管理委員会が定着しないポイントとして、経営管理委員は上部団体の役員になれないのではという疑念が大きな要因ではないか。経営管理委員も上部団体の役員になれることを明確にすべき。

これまでは、農協の組合長にならないと、県連等の役員になれないという慣行が多いが、1人の人間が、農協と県連の両方について経営判断を下すことには体力的に無理があるのではないか。外部の人から見れば、農協系統には経営判断はないということになるのではないか。

- ・ 平成8年に導入された中央会監査に関する公認会計士との契約については、もっと公認会計士を活用すべきではないか。
- ・ 農家組合員の中にも、専業農家、兼業農家等いろいろあるので、農協が誰のための組織で、何を行っていくのか、基本に戻ってきちんと考えていくべき。
- ・ 自分の農協では共済保有高が減少している。共済事業に詳しいライフアドバイザーをもっと育成していく必要。従来は、営農指導員にノルマを課して農家

組合員に共済一斉推進をしていたが、全共連がライフアドバイザーに徹底して教育すべき。

- 共済一斉推進については、問題がある。これでは、共済で農協を養っているようなものだ。推進に携わった優秀な営農指導員等のJA職員が、そのつらさに辞めてしまうケースもある。
 - 共済の経営状況はどうなっているのか。(時間の都合により、次回検討会において全共連から説明することとなった)
- 討議の後、次回の開催の日程につき説明を行い、閉会した。